納稅協力団体会員専用 納稅貯蓄定期積金



2022年4月1日現在

| 商 | Ā | 7 | 名 | 納税協力団体会員専用 納税貯蓄定期積金 |
|---------|------------|-----------------|-------------|--|
| 販 | 売 | 対 | 象 | 当金庫の営業地区内(多摩地区およびその周辺)にて事業を行う法人・個人のうち、納税協力団 体の会員である方 |
| 契 | 約 | 期 | 間 | 6ヵ月以上2年以下 |
| 払 | | | 込 | |
| | 払ぇ | 込 方 | 法 | 定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 |
| | 払設 | 金 | 額 | 1万円以上 |
| | 払证 | 上单 | 位 | 100円単位 |
| 払 | 戻 | 方 | 法 | 満期日(払込みが遅れた場合は更正満期日)以後に払戻しいたします。 |
| 利 (á | 合付補 | てん | 息 金) | |
| | 適 月 (利 | 引利 回り | | 契約時の利率+0.01%を約定年利回りとして満期日まで適用いたします。 |
| | 給付の支 | | | 給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いいたします。 |
| | 計算 | 方 | 法 | 付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算いたします。 |
| 税 | | | 金 | ・個人の方は、源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)法人は総合課税となります。 ・2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が付加されています。 ・2016年1月1日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。 |
| 付特 | 加で約 | き 事 | る 項 | 「普通預金」または「当座預金」からの自動振替による掛金の払込みができます。 |
| 中 取 | 途解 | 約 時 及 | う のい | 満期日前に解約する場合は解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率により 利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに払戻しいたします。 |
| | 率 | | | 店頭にてご確認ください。 |
| 苦 | 情処 | 理措 | 旹置 | 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センター(9時~17時、電話:0120-456-763)にお申し出ください。 |
| 紛 | 争解 | 決措 | 置 | 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 |
| | の作なる | | | ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度により元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。) |